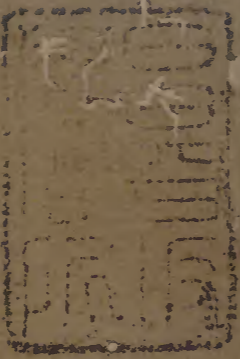


和書類從

七十二



庫 文 閣 内			和 書 類
三六函	六六六	一八九〇	
二架	冊	號	

庫 文 閣 内			和 書 類
二五函	六六六	一八九〇	
一九架	冊	號	

内閣文庫	
番號	和 18690
冊數	666 (97)
函號	215 3



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



Handwritten text in the right margin of the left page.

Handwritten text in the right column of the left page.

Handwritten text in the middle column of the left page.

Handwritten text in the left column of the left page.

Handwritten text in the left column of the left page.

Handwritten text in the left column of the left page.

Handwritten text in the left column of the left page.

Handwritten mark on the left edge of the left page.

Handwritten mark on the left edge of the left page.

Handwritten mark on the left edge of the left page.

Handwritten text in the right margin of the right page.

Large handwritten text block on the right page, possibly a map or diagram.

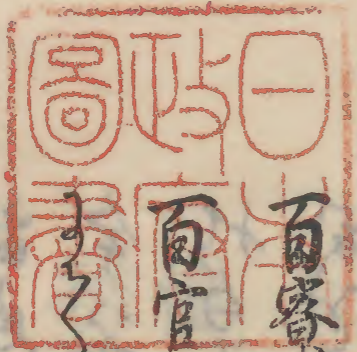
羣書類從卷第七十二

檢校保巳一集

淺草文庫

官職部三

後普光園擇政 良基公



百寮訓要抄
百官と云い天子よきこと内外れ諸官也必百の真数
いあつとれとも百寮乃儀ありとゆれ又百の
数れれ不地也

内裏外百ありて百官は座とありて故也昔令
條子のすむる乃官中言ひ来増減の事たわ
官のためたしくとらるる末代より諸官の任

人其好とあつて凡延喜天曆以後の賢者より七
登之庸せしめれ也村上圓融以後の重代斗と賞
く其方の堪不とせしめす是末代改の陸運の
跡也又上古諸官とせしめとせしめしむるあり
今の職負々令其のすゝの官は子細と書は也京中
にもろくの官とい内官も京官とも也諸國の
司とい外官ともありとも也京官降自は京中
の官と係一線るよ諸國の官と係也

神祇官

神祇官は皇代にありては百官のからり

をくよ今にんそり神祇官とい今八神
殿はせの神祇官は事也是と本官も
神祇の人と天下は行と何は官も
一事も八神殿は天と地神とといひも是
伯 是非祇の如也伊勢大神宮以下は事
祭禮とほりも昔は高家れん是に任す中
古以来の王氏とく姓のほりぬを伯の業は是
是の殿上人を神祇官とい思ひつける也
大方王孫の世より五代のあはりぬれ王の好も
あつては是の代代の王孫をぬれは姓とほりぬ

みく徳花の家うはあゝは其高後と申斗そ王
孫のこゝ也

大副 権大副 少副 権少副 以て神祇のた

いよせよとく當時の卜部中臣の軍を任す

諸社乃神主を任す也よはつ子のかあゝは

大祐 権大祐 少祐 権少祐 以て同くは

神祇の軍を任す子細よたる

大史 少史 権少史 以て任官の子細は

祭主 百官よはたれも次ふと侍る也伊

勢大神官れりをはきとる昔は一人もあ

あつたやと一向地下れ者よく有るや二位三位を
とよなれとも昇殿をさす事なり

大政官 大政官といふは實朝家の政と成勢と

る和也これ官の應をいひ儀也大官は卿政務と

成勢とていふは若大政官の被官也少納言外記史

かきり儀式官といふは若大政官の内の官也

權政 若氏の長者若一人是は補と權政

二の儀も昔堯の帝よ世の政と持りさせられ

帝の禹よ又政と持りさせられは皆國を政と

つとくんといふは試の持政也本朝も欽明天皇

の時に聖德太子乃拵政せしむる儀也一は天子
 不さぬ儀と云ふは一時政を領りて拵りする也
 成王のたきぬる一は周公且叔父と云ふ政と拵政せ
 らぬ一は左傳にも魯の桓公と云ふる一
 時隱公の拵政せしむる儀也我朝の忠仁云
 清和天皇の外祖と云ふ身觀は周公且の例に倣
 天下れ政を拵政と云ふ一詔と下され一は拵政
 に座と天子にひ一は一は天下の政を成敷
 するまは天子のひ一は一はすの儀也

園白 漢宣帝は霍光といひて天下の政を園白

すきより一詔と云ふ一此儀の始也本朝は
 陽成院は時之をよ昭宣公霍光の例
 まりて園白の詔と云ふ一は拵政園白の内
 一は天子に一は文書と云ふ一は執柄と云ふ一を
 後小養國と云ふ也又藤原氏の長者と云ふ代
 昔より一は一は管領と云ふ也一は園白一人の位と
 一は一は管領と云ふ一は拵政の儀はかゝる一
 拵政園白と殿下と号一は一は天子に
 きりて一は一は一人の位と云ふ一は一は
 一は也

卷七十一

四

大政大臣 唐名 大相國 大師

一人の師範一四向の儀形あり國を治道と論し陰陽とあはむる由を金も見えたりされ主佐の才とたぐして天子とたすけ奉る思ひ人のあるは是れその人なげれば是れとて致す故に朝野の官とや也い官は昔大友皇子の始とるあれは攝政の園自乃兼官也但執柄は攝す人ともあれも大政大臣といのりむる所一主上清元殿の時必執柄乃但是也加冠の事も也凡人の執官也當時久我あはつ河川中院 閑院二条西園寺友三系跡つあり也

とある也花山大炊師門かられ一流の人と賞せりやう宮老の後をも也人臣は権官多ては中院閑院花山と二家と云

左大臣 左相府 左府 左僕射 左臺相 くらくの政を奉りす也

大臣といのより宣下といふ事も亦一の臣下あれは
大政官れしらの事と悉く治すも也何事も
禁中のある事ハ一のより承りて行ふ事也亦承
乃時より次の大臣大納言も奉りしる事も
傳れしる中院閑院はもも重代の人くも能ふ
よりしる何れも昔文をかき人の大臣も任るりなり也

中古以来の譜代もよく無き無能なる人も修らぬの

よしこれ多し也

右大臣 右相府 右府 右僕射 此より下の事右大臣不同

又任の人も同趣也右大臣兼てする所何事も右大臣の内

なり又右大臣は若き時より一の所官たるを

義也

内大臣 内府内相府 此より下の事任人不同右大臣

は内同是の念系うはわき官也本朝は太織冠始て

任る余なき官とい合外の内もや也源氏初任

すもの外は大臣も内大臣とすたる也

大納言 龍作唯吉 穂路 太子唯吉の官也下の事

と上より一と下より一との御也又君の御

き事と被作とすてよれりとする由念系も

見えたり始は任よりありしは事めわらり

く當時は十人ありしも也又議より納言は数なり

おなき事不可然由代へははる執柄三家の人

日野勸修寺由當時はあり也申上なきは諸大夫の家

勸修寺 日野 あり成事あり諸家何の進來するかの日

進たよりあれ大納言はかきしは内閣事也又

相より大臣より下りし事と行故也今もなき事

卷七十一

五

とては天子の物とて長共の人のと也

中納言

侍即黄門
門下納言

はるまじとて大納言も同し

侍人も大納言も同し也中納言の中將も一人の事也

執柄乃に居る外にありは但實朝の右大臣任せり

きたる事ハ別の儀也事の上りも事ハ大臣

より中納言も是とほむむる中納言今もあふ

る昔も之を教にみりありとて改めりあふ

くありとて是の十人也

右議

相

殊に女實あるに任むる官也陣の

座より物とよみたり也也女實あること

任せり事也是をじりて八人當りも子細か

八座も也宰相中將もは大臣の家可然人の成

事也見任の公卿より大臣より右議よりめて

る一々議より執柄も諸家各家の人にも任

左大臣

尚書
大進

是も大臣の成官也右議の弟

官も一人各家の人にも殊に執柄も事也重代の

人にもありてありて是の陣乃に右議事とて

行はるる也執柄三家の人にも是の道東にいて

るす但其例におりて各家の人にも傷家の殊執

る官也

左右中辨

尚書
中書

是も諸事とまひす職也職事

の兼官也名家の人と是も任すは違ひ三家の人
に比し任せずあれは先例に非ず也

左右少辨

左中書
右中書

任すも人として同天よ七早も

官よ七年をもちて昔より七人をも中少辨の中

時不随く必權官とくも也三事と兼もくも

て辨官職事廷尉と兼もくも名家の人との規

模よはしり也此に君を人の任せずあれは先

例に非ず

少納言

給事中

今よは三人也詔勅宣下をも

の事とつうきとる名家の人も儒者の家の職も

ある是も諸代の考任せりて一故實あるは

あはれ事也少納言は必侍従と兼官おはり也

大外記

外史
ニ人

清家中家あり流あり素白上首れ

外記とい局格カもや天下の文書とてき通すも

例とめんくも川の事とてき通すも

ては又他人のあはれ官也昔より皇代の仁の外ハ

任す事あり外記局よ古今の文書とてきあはれ

天下の明鏡の職也二人てき或三人也人の

少外記 二人 任すもくも不大臣大外記も同儀也

中書丞と任す

左大史 都史一人 史一の史と官務と

文書勅例とつらき事外記の同官印記

局に本朝の文書とあきむるありてありて

重代の考と任せしむる他人を是と神と

右大史 同左

左大史 右大史 何れも官一族の印に任せ

以上大史以下大略官の被官也

中務首 此首ハ詔勅宣命とらるの宣首と

治る不也人の位階の記るともいふ

卿 親王に任せしむる官よりあれハ臣下の位

事ハるハ親王に任せしむる可き

大輔 一人権一人 教上地下を官職大史より

位も也昔は地下乃 諸大史とハ八省小任を

速ふせ也今ハ親王も善悪とて

無念の事也西園陰と道の輩ありて

とら官也如様乃 事近代給ふ

可有真り

少輔 任り定用大輔より同大形中務あり

殊ハ省の中よりハ親撰ありて

侍従 今八人ともえり遺たるをひらひかけ
多うとれきぬる官也と連れ家乃今何れ也
日野勸修寺儒家かといふるは當時をさす教
好ま也昔ハ撥伯位とく節會小多う人とな
さきし也といふ官か

内舍人 十九人 是ハ童殿と人ありの成り也
昔々武勇とありし世もむ程に内舍人といふ東
乃國へ遣しありとて今ハあやうの事もありし
くえ能せりて殿とのぬるにけり内舍人

也又下篇の内舍人ハ成り

内記局 中務省被官也詔勅宣命詔書あるを
ねきありし也

大内記 詔勅宣命とあり考よりあれ代々
傷者のなり也故實かき人あは任せしれす
和漢乃ハ覺えありとあるも今ハ儒家詔
たまふもの存しり也程下類極とく百卷己斗の
久あは是の内記はけりしもの詔勅宣命
とありありし物也内記とは程下も也

少内記 けりしもの事大内記小同近代六位の

地下乃若くも史を以て常に任する也大司馬地
下の六位は職也

監物者 官録とあはる也

大監物 官録録事使符飛驒如函るもの

事とほつとも地下は五位以下の成る也

内以は録事落す侍をもある也

大皇太后宮職 帝皇祖母也 是は中一の后あり

のよ后妃至極の人はあり終る天子乃國母

伊祖母あるの者尤の後あり也

大吏 是は其佐官よりきり任下一扱柄も

三家の人の皆可然人の任る事也后之の内と管領
すも也とて大納言あるものあり也

權大吏 是も大吏より内中納言を議ふと任下

大吏よりきり也

亮 四位乃殿と人のあり也とまもる名を以て

任する所より也

權亮 任下

大進 各家に五位人々是より任すは位も親する

時は是より也

權大進 大進よりあり

女進 地下の五位おとぎの任候

権女進 六位任候

元大内皇太后宮皇太后宮皇太后宮中宮若后
のりより也大内以下の官若同事也后修の
治しめ時の叙より有り

大舎人寮 官圍局 宿直の事をとりまゝなり

今よりいへり節令れ阿諾那とめり事は
大舎人の役也行幸れ時ゆ願ふものり事
なり

頭 官圍令 四位下地下乃軍醫階高道なり

皆是の任候

助 官圍令 六位是の任候

権助 本寮より筆より下路に任せり是
本寮は羨より

圖書寮 秘書者 経籍圖書の事佛位紙本

墨のりよりつくり也の宿紙をいけ寮よりい
くす也

頭 秘書監 地下の四位五位是の任中醫階高道友

少輔を以て任候也

助 秘書少監 五位六位是の任候

内藏寮 金銀珠玉錦綾とつぎとつぎ天子の衣服

と奉行する也今も月別の衣服調進子細なり

頭 倉部 不可然に位の殿上人是より任るなり

天子の衣服と奉行する人あれは傳は故實もあさ

くも任るなりは任る人などなりは職也

權頭 地下乃五位是より任る昔は怒りの官なり

可然人不可任せり迎頭は皆空落す

助 倉部 負外郎 是も地下の五位六位なりは

子不及事也

權助 おるなり

縫殿寮 尚衣局 衣服と裁縫事と主也

頭 裳奉御 地下の四位六位迎頭は任る也

助 裳藍 是も今ハ下乃軍任る也

權助 おるなり

陰陽寮 司天臺 天文曆風雲氣とつかふ職也

天地変異と考ふ國す是と密考する也司天の

事ハ毎夜星と伺ふ是と司天臺とも也

頭 司天監 陰陽道乃軍實後安倍は専ら

つる者是より任る又他人は任せぬ官也

名は云々重代と云々なり

助 司天女監 是も陰陽道の軍任へ

權助 たるへ

陰陽博士 大卜正 當道乃軍のつら可然へ

是も任へ

權陰陽博士 因前 陰陽師

曆日博士 司曆 ころんとは行く軍宗用と撰

て任へ

權曆博士 子細同前

天文博士 司天 司天女一の若是も任す密奏の

宣旨としく奏異とてうかひ奏聞とへき由れ

宣旨と差の也

權天文博士 是も當道中よりぬ軍任へ

漏刻博士 司辰 又掣壺正 是ハ漏とほつとも

晝夜れ時と伺也漏水のうらるとまよりて時と

たしとる也

内函寮 少府 物と作り事とほつとも也

頭 是も地下の五位醫官陰道と任る也

今ハ造物乃奉行あるはせありや

助 六位以下是も任す

式部省 内外乃文官の事とつとも兵部武

官とは子とて武臣の文官を以て子とて是選部と
 して昔人の名能とて之を以て官職とて之
 也さるる如軍ともは者もく之試らる也昔ハ一
 分の一の際目とては者もく諸國の史生を以
 任せらる也元天下の大事を以て之を以て首也
 卿 吏部尚書 李齊 亦一は親王是を任以て之
 乃人官に任せぬ也親王も宿老の人極官も之
 有る

大輔 吏部大卿 儒家の人比才一の侍讀を以て任す

殊支名あり人乃以て是儒家ありて之任せ

權大輔 是も可然儒者任す

女輔 李齊 李卿 是も儒道の人任す

權女輔 同前權大輔如ありて之任せ

大養 吏部郎中 地下六位に可然若是を任す

位藏人ありの兼官つきの事也

少養 同前

大學寮 國子監 以寮に先聖先師乃以教あり

廟堂も也諸國より之を以て奉れる學者其系位

して晝夜字文とす也寮に試を可有燈燭

料もく字意は灯とありて之を以て名古晝夜に

よりききあうりきき学生よりく出来はるる
あれは心算うれ事あものかきあき向き也
頭 傷道乃輩道子達一々名実の者是下
任すへ

文章博士 翰林学士 是も儒者乃先達の官也殊
也名とえりりるへ一あふりる

博士 大学博士 地うき頭は外記是小任は明經の
口傳故實ある軍任り也

助教 國子助教 是も明強れ軍故實ある者とえ
りりるへ一あれは外記の軍任す

直講 直学生 同前

明法博士 律学博士 法曹傷者の人は任す殊也
名あつとえりりるへ一律令格式とまきりる也
是と法曹り也

算博士 算学博士 算道と法も一算是も任す
殊也名と撰るも也算道は易より出也當の音
家算是も任す

音博士 音傷 音と教り年とつりりる由今も
多り地り乃六位外記は是も任す

書博士 書傷 手跡と教り事と主も今も是も

清中家の外記軍任之

以上紀傳

南家管家等の明經儒也宋書と相傳也

明經 中家清家の外記中經とお傳す

法曹 道志

の軍律令とお傳す

治部者

禮部

とろくの祥陽慶雲壽日と

の多くは上瑞中瑞小瑞とあり又五位以上婚

の事と主と継嗣とれんし日故也委細は治部

式もええりもろくは僧俗の事と主は朝家

は大事と事行も者也

卿 禮部尚書 三位はこれ卿の任也昔は殊志り

へきろくの納言等の後小任す親摸の官也一志

殿と此位はとも任り也名家の人と殊是は任り

大輔 禮部侍郎

四位は位可然人是は任り凡八者輔

は名家の人と諸大夫乃格官也今は是も官格一

任り也

権大輔 是は名家の人と諸大夫乃志り軍

任り也

女輔 同上又真外郎

子細向是女輔は海より

任りはれは名家の志りひてのからよとて

勝芳るきも也

権女輔 子細向是名家の人と地下は諸大夫も是

可任

丞大小 録大小

雅樂寮 大樂 歌舞之事とほりきりて男女の衆

人音聲をえりてひく此寮より秘言吉せり也

頭 大樂令 諸大夫醫國陰西道乃 軍由是に任す

助 大樂師 地下乃六位是より任加様の職に任祖

あり来りて多くと執りて事なるればあつらひか

勝ある

玄蕃寮 鳥卵寺 佛寺僧尼乃事とまじり也又唐

人の来朝はるとまじりてひく玄蕃寮より蕃客の事

也唐人と蕃夷と也 鴻臚館にて唐人のほりて由

此より可なり

頭 鴻臚卿 地下乃諸大夫諸道に軍是に任す

助 鴻臚少卿 たるより六位是に任す

諸陵寮 厩陵署 天子山陵とつらき事也凡喪葬凶

禮とほりてさとり首らり天皇代にの法皇とまじり

より也

頭 厩陵令 陰陽道乃 軍宿禰の人と可任

山陵之事と奉りて也

助 厩陵監 同軍六位是より任

民部省 戸部 外蕃の諸國乃事とまゝなる國の
身負ふもは首より治しては是又人の忠孝を
由は首よりおこなふなりは此也民部省は
園場として日本國の指園場なりと定まるなり
敷れ百卷此首にハ昔より傳へたる日本國の重要
なりは傳へし也邊境にせし傳へしはしるはしる
傳へし諸國乃境相臨ありは時ハ園場なりとい
ふらむしては明徳なりと傳へし

卿 戸部尚書 是ハ官然納言治りありはり也昔ハ
殊更極なりは官也名乞の納言あり是也治部

卿 猶是とは極なりはりはり也諸國の事
を治して取治して天下の大事といふなり是
故也

大輔 戸部侍郎 殿上四位五位地下乃人なりはり也

名家儒道の人ハ皆是なり任は八首は輔何由國事
あれより人乃家なり小極なりつけたる様はれ其様
さして治れり事なり

権大輔 四位五位名家諸家皆是なり任は也

少輔 殿上地下五位是なり任す同衆也

権少輔 是も同衆なりは権は治り事なり是れなり

を平八殿上人命も只北の一雨あり様も信る也
八省如轉皆如試さるも一信の極也一地下
乃諾大吏極官より信也當由の極也

主計寮 金部又倉部 諸國其年貢雜物と如
す細より一令も見えあり

頭 倉部郎中金部 地下五位六位官外記算皆

是も信以諸國乃雜物と伴細じり職也其年
と云ふのと云は後官外記記て其年と云ふ也

與の事也

助 倉部 負外郎 地下乃六位是に任る也

官外記諸道ノ輩あり是に任す

權助 子細同前

主税寮 倉部 又屯田郎中 是ハ倉庫諸國の年

貢の年と主の大牧寮に納むべき是也
寮よりかき入る也

頭 倉部 郎中 是も官外記諸道の輩任る也

寮も同主計主税と二寮より昔ハ温職あり
名

助 子細主計助も如る

權助 同前

兵部者 兵部

内外乃武官と主る是より侍り

至る小百官の内文官の事とて皆武部首つ
子とる武官の事といは者成敷とるあり兵部
武具ともい者小細とる也又城とる内溝とる
強ちりもは者れ役也

弼 兵部尚書

親王の任より又細言のり可然公に

由任り也是の殊又親王の官よりあれ人の概とる
あり武官の事と成敷とる也されも又將軍
かとの様も武官とる小ありさる事あり一
武官の
れ事と奉りさるる也

大輔 兵部侍郎

四位五位名家諸家皆是より任り

自索乃八首小同

大權大輔 子細同共の

少輔 同上 子細同共 權少輔 おる

集人司

布護署 集人乃名儀歌舞とつ子とるは

令も見ゆ又行列の事つ子とる也

正 布護將軍

五位六位是より任りいさく人乃執せ

さる職也地下れものねなく是より任す

佐 布護少尹

地下れ六位是より任す

權佐 ねれ

刑部省 刑部 人の科條をつきとる職也囚人か

よの事と河治一あり也そいふ儀あり

卿 刑部尚書 三に位乃人是より任り名家儒

家ありと任り一あり也

大輔 刑部侍郎 八省の輔何より此に任り一なり

同少事也

權大輔 少輔 同上 權少輔 何より任り

大判事 司直大理正 人乃罪名を判断する職也

とも擧げ遠使乃一の者明法の軍任る官也他人

ハ任せず殊小人とえむはく是を任せり

少判事 是も控訴遠使道志の輩任り也

囚獄司 刑部署 是ハ獄司の事と司るよひ名も

不吉ふりていふも近代の人乃任せぬ事あり也

れハある一任り

正 斷獄舎 子細あり

大藏省 大府寺 諸國乃米穀金銀珠玉をり

雜物とてきわらるる也天子ハ御藏あり

卿 大府卿 三位に位名家儒名家以下皆是より任り

省ハ天下ハ雜物と奉りての官ありてあれハ殊人を

えりてり也今ハさるりの事ありてハ

侍

大輔 大府侍郎 さしあつあつ八女乃輔ハ因事

あり但ハ輔ハいさく人乃執ハ侍らぬ也

権大輔 大府少卿 権少輔 皆ある

織部司 織部署 川ハ此の也綾羅風情と織部

職也絲をともとむり事と幸るる今の太宰府

正 織部令 地下乃五位是よりある官外記の筆

是子任次

佐 織部善 権佐 子細皆ある

官内首 工部 諸国乃雜物官田は膳様の事と

主

弼 工部 尚書 三巳位の名家儒家是子任次

大輔 工部 侍郎 子細とに見ゆ大藏之内ある

人乃執ハ侍らぬ也

権大輔 少輔 権少輔 皆ある

大膳職 大官署 諸国ハ雜物膳をさくくの食物

とつともとも朝庭の禮ふたより郷食膳とて

皆大膳職をさくゆはる也さくひハ不はさくさ

大吏 大官令 四位五位是子任は是も諸大夫の

子任の官也 四職は大夫とて大膳左右京修理也

地下乃諸大夫などの執事也

権大吏 地下四位五位是子任也

亮 膳部侍郎 五位六位は子任也

権亮 六位可任也

木工寮 本作乃事とつて料材と云ふ也

匠と官領すとも内裏以下の修理造作皆以

寮乃少佐也

頭 本作尹 四位五位是子任は林示中は修理以下

秦乃の仁多之代其器と云ふも是也

名もろりとはありて寮領と知りしるにのみ也

諸大夫是子任とて他人の執事も官あり

権頭 是も五位は諸大夫諸道乃若任は官也

執事也

助 工部侍郎 六位是子任也

権助 是も

大工 権大工 小工 権小工 是皆是も匠の名也

細工とて秦乃の間に軍とて又等師と云ふ

も材木の負教と加ふる人をも免也

大炊寮

大倉署

詠園の米穀并詠園の食料と納免

とくも和也後三系院大炊寮乃は福田とく詠園よ

定をとうまし〜今も禁中此第一の要脚也

頭 大倉令

四位五位詠道の者是より位は近況の外

記代々相傳してある官也は福田かると奉りしる

同局務外記ると知行も是也今代々相傳の様

よりあり傳り也

助 主懸

五位是より任じ

権助 ある

主殿寮

尚衣局

禁中殿庭掃除して松柴炭燦

かゝの事とまゝ也

頭

尚倉奉御
尚葺奉御

地下五位六位是より任じ近頃官務を

任じ也

助 六位是より任じ

権助 ねる

典薬寮

大醫署

もろく〜は薬とねるあり

也は寮ハ薬園あり薬園枸杞園あり乳牛の牧と

あり乳とま〜んたぬ也又湯井ありもろくの薬錢

薬園より〜は井より〜ありは調らる也大内より

皆あり〜あり〜事也〜事也

頭 大醫令 中一乃醫師官品以上の者必是より任以

當道乃格官也殊名異之輩と云々

凡國家如忌用と云々

三如道あり人の命と云々

助 大醫正 五位以下是より任以醫の外他令あり

權助 是より當道以上の外不任五位六位の輩

同位あり

醫師 日醫 六位是よりある凡鎮守府左衛門府左右

兵衛府ありもの皆醫師と云をり也人乃病を

療せりたぬ也

醫博士 大醫博士 當道五位比名是よりある

權醫博士 ねる

針博士 主針 四位五位是よりある是ハ針を治

せりたぬ也

權針博士 是よりある

侍醫 侍御醫 當道乃可然四位六位是より任す

數人可有

權侍醫 是よりある

女醫博士 是當道乃輩あり

女の療養と奉

行する儀也

権女醫博士 たる

掃部寮 洒掃署 以寮に在るの侍装束の事と奉

行する儀也 思置葉筵風情の物と侍装束の事なり

頭 洒掃署 諸道乃に四位五位是より任は近東外託

おやく任する也 侍殿に装束以下の事と奉行

たる也

助 洒掃署 地下五位六位是よりなり

権助 たる

正親司 宗正寺 皇親の名籍の事と主るなり 令

其身えり皇親と天子の儀とさき言ある也
中代代は事と奉行する事なり

正 宗正卿 地下乃に六位是より任はさく人の執せあり

佑 宗正丞 六位是よりなり

権佐 たる

内膳司 尚食局 天子の儀に奉行する事と奉行

かゝる儀也昔に内膳乃に侍殿ありて主とせきり

めりぬ事也凡そさくは内膳の具とせりあり

別當 可然る卿大納言以下是より任は内膳と奉行

正人なりは達も可然る家々の人の任也

正 尚食奉御 四位下位是之なり

奉膳 同上 高橋氏なりしに任せしる官也

典膳 尚食直長 六位是之なり

造酒司 良膳署 酒と醴酒とを造る酒造と名けり也

色々の酒造湯又醴酒とて一夜の内小造とてありしに
くへ多しとて也皆酒司に傳はりしとて酒也

正 良膳令 諸道乃四位下位是之任は今外記中
小お傳して任はり也酒の課係もあり

佐 良膳令 六位あり也

權佐 ねり

采女司 采女署 諸國より采女をとりて采女とていふは

をとりて采女とていふは國々より采女をとりて采女とていふは
て天子に采女とていふは也清膳監なりしにゆかり

女房なり古々集りしに采女とていふは也
るもいれり

正 采女令 醫國陰道に輩是之任り也

佐 采女令 六位以下是之任り也

權佐 ねり

主水司 上林署 諸國の氷室とて主水の體粥とていふは

采女令身なりしに諸國に氷室とて主水領事とていふは

復み水と奉り也

正 上林令 諸道の軍是より位次進來ハ外記也

く任り也

佑 上林憲 あり

權佑 あり

彈正臺

御史臺 憲臺

是ハ世間の風俗と書法

又雅達の事ともいふ今の後滋達使ハ廳あり

様の不也昔は彈正京中の檢断と行し也中隱より

ハ檢断遠使の事よりあり

尹 御史大夫 親王是より任せしむ又大納言以下

然人是より任し三家の人ともなる官也云卿乃執

しる官也

大弼

御史中憲

位は位是よりある殿上人とも

つりよりあり也

少弼

ありあり

忠 侍御史 六位是よりあり

左京職

京北馮翔

左京と云ハ大内の東は京也田宅

名は積年貞以下惣しては京の事を主なり也

大夫

京北尹

殿上地下の位是より任し右京儀也

諸道乃軍皆是より任す凡ハ職乃大夫ハ執せしむ

職もく諸大夫の極官也其左右にありしはきまきえ
あれども近來ハ加様の事零落せり

権大夫 二位五位是よりあり

権亮 京兆少尹 六位以下是に任以

権亮 あり

東市正 市署 東京北市之事と管領する也賦貨

とる川の雜物と買賣する直偽とたるにあらう

今もかくのまゝの目録あり

正 市令 六位以下是より任す市のと成事なり

佐 六位以下任へ

権佐 あり

右京職 大内乃西の京北事也是又西の京北事也

つぎに左京職あり

大夫 あり

権大夫 あり

亮 あり

権亮 あり

西市司 西の京北市也其の事東京司あり

正 あり

佐 あり

權佐 上は初め

東宮職

龍樓 禁鶴 銀榜

是は東宮侍座の時の官位也

西き時ハ不可有

傳

太子大傳 皇太子傳

執柄の大官是は任じて東宮と權佐

志を以て職よりあれは殊小職より也 攝政園自大

政大臣左右内大臣皆兼官に任次親撰の官也

學士

太子賓客

東宮侍師範也名譽は儒者

是は任じて重代文學と云ふはひくもさるる也

春宮坊

春坊 春宮の坊と云ふ也春宮は中東

の方小坊と云ふ春乃ん也

大吏

太子詹事

是又坊中と云ふ官領する職也可然と

卿大納言以上是は初め親撰乃官也名家の人あり

ありは

權大吏

中納言以上人是は任じて大吏の同

亮

太子少詹事

殿と乃は位可然人是は任じて

名量と云ふは

權亮

殿とは位是は任じて

大進

詹事兼

六位以下是は任じて名家の人あり

あり也

權大進

おかり

少進 五位以下是之也

權少進 亦如

主膳監 典膳局 春宮乃主膳とつりきり職也

主殿署 典設局 春宮乃内如掃除を成す也

職也

主馬署 厩牧署 春宮の内如主馬と奉りしる職也

主工署 春宮の内如修理造作と奉りしる也

齋宮寮 無唐名 伊勢齋宮造とせりしるは

可有終りしる事なれども細志る事にあらず

齋院司 同上 賀茂乃齋院清望の所は官あり

たえりし事なれども

修理職 通作 内裏の修理造作奉りしる職也

色多し如工部下は

大夫 通作 内職の大夫は事なれども

る同事也

權大夫 同上

亮 通作 同上

權亮 亦如

内職の任人さ兒も委細志る事なれども

色も同事也

勅解由使

勅解由使強非唐名
取義歟

諸國乃系期曰度解者

しよく年貞とた〜かん之と國司は皆惡
主とる也

長官 三位以上可然人皆是示任正
名美云の人をも任せり也

次官 殿上地下四位五位皆是よなる

判官 六位以下是よ任り

主典 六位以下是よ任り

鑄鏡司 昔鏡と鑄る所也今は官かられ
さ

さ

兵庫寮 武庫署 伐杖武官の署也兵部と納め

らも所也兵部とる〜

頭 武庫令 四位五位是よ任り武官めくあれハ

その名とる〜

助 武庫令 地下乃六位任り

權助 たる

諸國 諸國七道乃官也是と外官と云大國と國

中國小國の諸國守と受領も也國司の事

也當時乃守護人の事〜當任ハ也也

司とハ重任とる〜

とく任との入らる事もあつた若くはと治め受
 考の聞へるものとの重て年との入らる也
 とちやうく一任もくうるもくうるもくうるも
 う由の質各あるがに賞せらるる一あり昔ハ一
 因乃の管領より之ハ殊更質とある一ハはあなり
 勘済公文もくく年貢とよく沙汰ハはれは
 抽賞せらるるあハく沙汰ハあるハかう任官
 ともくともくあるもくもくもくもくもくもく

五畿内

山城

守 殿上地下乃五位是子任とく上國中地下園より
 て御の差別あはるも大概ハ同事也

権守 地下乃五位是子任とく又春の際目の時多議
 雲宮かとの兼官なる事もあはるれハ別の事也

女 地下六位是子任は是より弼殿と入るもの兼
 官ハ別ハ事也

権女 ねる

大掾 六位下品のもの是より任とく

権大掾 同上

掾 ねる

權掾 おぬ

少掾 ある

權少掾 ある

大目 七位乃者是より任す

權大目 ある

少目 同と

權首 ある

以上國々の司何と同事也但權守英女を記すあり
行々も注付たる也大方諸國の少掾目より任す
より得たる事あり首に任符と云物といふ

て諸國より名録りたる也人給とて親王大臣公卿

乃年毎よりりるも得たる事あり

大和 山城の國にある 河内 あり

下 和泉 權守英女を 掾目は同事也

上 攝津 山城國にあり

東海道

下 伊賀 權守英女を

大 伊勢 山城國にあり

下 志摩 守高橋氏六位是より任す權守英女を

上 尾張

上 壺河

下 尾張

上 遠江

上 相模

上 駿河

皆山城國におか

下 伊豆

権守美女を

上 甲斐

山城國におか

大 武藏

目上相模武蔵近頃國東人執したる國也

中 安房

権守美女を

大 上総

い守とい守とを親王より外に任せ給ふ

よりの諸人は是より任り也女を親王より任せ給ふ也

大 下総

大 常陸

常陸上総もあはる親王より任り官也女を

受領も也

東山道

大 近江

上 美濃

山城乃國におか

下 飛騨

権守美女を

上 信濃

山城乃國におか

大 上野

親王より任り子細同上総

大 下野

大 陸奥

同近代國東人におか

上 出羽

同山城國

陸奥出羽按察使府

陸奥出羽大國より同以兩國

と殊文成就さる也

按察使 陸奥お科と管領とて職也大申納言可也
人是よりあり中古以来固れ成敷いなり陸奥師政も作ら
るゝに府もとりも也

北陸道

中 若狭 権守あり
大 越前

上 加賀 能登 同若狭

越中 越後

中 佐渡 権守あり

山陸道

上 丹波 中 丹後

上 但馬 上 因幡

上 伯耆 権守あり
中 石見 権守あり

上 出雲 権守あり

下 隠岐 権守あり

山陽道

大 備前 上 美作

上 備前 上 備中

上 備後 上 安芸

上 周防 上 長門 権守あり

南海道

上 紀伊

下 洪路 権守并女を

上 阿波

上 讃岐

上 伊豫

中 土佐 権守を

西海道

太宰府

大都督府

鎮西九國太宰府也

帥 都督

親王是より任はる下は任せぬ

権帥

大納言以下是より任す正帥あるは権帥不

可有

大貳

都督大卿

多々議乃兼官也但位以下是より任

女貳

都督大卿

五位是より任は

権大貳

おろし

大監

都督大卿

権大監

以上六位是より任すは府も陸奥陸奥兩道とてとる也

大唐通事とて唐の通事とて官あり

上 筑前

上 筑後

上 豊前

上 豊後

上 肥前

上 肥後

中 日向

権守を

中 大隅

中 薩摩

おろし

下 壹岐

下 對馬

権守を

卷之三

七

卷之三

七

左近衛府

羽林親衛

近衛府と云ふ君とちりく海

より奉承武勇の職也左右近衛の左右近衛と外務

と云ふ是は官職乃外と近衛固する職也近衛は

内と近衛固する

大將

羽林大將軍
常々幕下

府の加と云ふ近衛の大將軍あり

執柄三々々の人執柄の職也大將ありと云ふを侍

の大將と九人の人との先達する也大納言中納言

兼官也中納言大納言の職也

中將

親衛中郎將羽林將軍
云羽林

近衛の職

より四人五位是より一人の心家儒家あり是より一人の

禁中近衛の職也弓業兵仗と云す

少將

羽林少將

四位五位是より任す中將なる

將監

親衛校尉

五位六位是に任す

將曹

親衛録事

隨身亦是より任す他人の任す

右近衛府

大將

中將

少將

近左なるは是と云ふ

左衛門府

金吾

是は官職守護職也外務と云ふ也

外と近衛固する

管

金吾將軍

大中納言是より任す殊執の官也

佐 金吾次将 四位下位是下任す

權佐 五位是下任使下位藏人辨官と急して

佐と兼使の宣旨と兼と三事とも也

大尉 金吾校尉 檢非違使の道志二急者是下任

あり

少尉 檢非違使とも五位六位是下任す

大志 金吾録事 同左

少志 同左

右衛門府 左衛門府あり

管 納言三位四位以上是下任使下細左衛門の管

左衛門府 左衛門府あり

權佐 左衛門府あり

大尉 左衛門府あり

少尉 左衛門府あり

左兵衛府 武衛 是も禁中召置國の官也門外とり

多心湯の府の下も又行幸祈願等の事とり

さしつゝ又宮中巡換する官也

管 武衛大將軍 三位四位是下任す湯つゝ同但柳也

あり

佐 武衛次将 殿上地下乃五位是子任次

權佐 同上

尉 地下の六位任次

右兵衛府 同左

管 三位四位是子任次

佐 權佐皆左におる

左馬寮 典厩 諸園に牧乃馬と立とる延喜式にの

ころ不毎季此馬數百疋も及へり諸園の牧又を

牧と云々此駒牽とるは八月とるは當時の

侍れとも月々此駒牽を數有委細延喜の左馬

寮共身んるり

頭 典厩令 四位六位是子任次武官あり侍り

殊人と云々侍り

權頭 四位六位是子任次

助 典厩少令 六位六位是子任次

權助 ねる

右馬寮 同左

頭 同左但御勝方あり

助 常左の同

征夷使 四夷と云々の色園とたさめ逆臣と征討

一朝守護乃職也征東將軍西征將軍、皆東西の一方と云ふむる將軍也征夷將軍ハ天四海と云ふ國を治むる武將也

大將軍 首ハ三位位を、武勇よつまくあり侍りし中頃より殊武家ハ重任也殊又鎌倉右大臣以後執せしむる又執柄親王も國東を管領たりしハ若任せしむる異他重職也

大樹 征夷大將軍唐の名也隨高顯大將軍とて槐下よりまきときいふと云ふ以後代はる也臣伯の耳棠のよく大樹將軍と云ふ

柳營 周亞夫細柳營の陣す故に号あり

鎮守府 陸奥お羽の管領と云ふ也

將軍 東國と云ふめ陸奥お羽の管領と云ふ也

軍監 六位是より任む武書と云ふ也

施藥院 目儀令 藥と云ふる也執柄の官也

関白殿以後醫道名を以て軍より云ふ

使 施藥院のかきとて醫師の先達の官也雅忠は後丹家醫師相傳の職也和氣ハ其例ありと云ふも不吉のより云ふあり

穀倉院 諸國の米おきめらる也

別當 五位五位諸道は者是に補す通漢ハ大外記
おとそよ補す

檢非違使 使廳也天下の非違を糾劾す

別當 大理卿 大納言殊異量と云ふは職あり

白河院は仲小五ヶの徳ありとのを任はる

あしせられけりとも客儀文學富貴譜代通

習也

左佐 延尉 延尉佐よりされりや侍り様子職事

ふと任して使は宣旨とありし也

右佐 左小同

方大尉 稱之判官 道志者元は者是に任は

少尉 道志六位は是に任す

右大尉 左小同

少尉 おる

勸学院 執柄は管領也南曹ともハ大学寮乃

南に有故也友氏乃 学生学回すも亦也大学寮乃

の

別當 友氏辨官の内可然又是に補は南院

と奉りの人也殊異量と云ふは郷の例あり

学館院 橘氏の管領の寺也是定と云て大官乃

管領をさすも也わわく執柄の管領也梅宮も播
氏の管領をさすもあれ二具の事也

非学院

是も源氏の人の管領也

別當

源氏の大臣大納言に補す

信和院

同と

別當

源氏か一人は補す源氏の長老も云

内教坊

女の舞入の位也今の踏舟舞始か

内教坊

より来る女房の舞樂と和音とせしむ也

別當

大納言以下可然人は是も補す

殿と

内裏の殿とれ五位六位の職事か

との後披官也

別當

左大臣一のかき必是も補す至極の親撰乃

職也

藏人頭

二人有殿とて管領物として殿と人の首首

也重代の人の公達も名家の殊名号と云ふひも位

らも也羽林方講方といふ重代より

五位藏人

三人有是も三家の人の名家何れも号

号も重代よりて補せしむ天下の教務と奉られ

職かれは殊更其常用と云ふも事也

六位藏人

名家儒家諸家重代の若是も補す

非藏人 礼あり

記録所 禁中より諸人の部詔と判断せし御意
後奈良院迄之も殊異ありて天下乃改道と云
されし時之と云ふて審人たりけり也よ
あつと皆世務よしと云ふ意量と云ふて補
せし事也

文殿 院の法治世乃時詔人の新詔と改断せし事
也衆用圖以下詔の傷とて忌用と云ふれり補せ
らる

執柄家 家司職事年禰清原文殿清随身不
大畧

院中不取

位階 官位相當よしある所の官と位と申古
相當は事あり皆位たりく官いりし事也

一品親王 皇位の位也

二品親王の位也一位二位と一不二不と云事不可然

三品 四品 皆親王の位階也人官あり

正一位 天下の諸神の位也昔の執柄以下皆正一位

小勲せし事ありかも申古清原神位小と云りて贈
位の外に人位叙する事あり

従一位 攝政圖自大政大臣左右内大臣是小勲す大勲

言ハ例遊遊也

正二位 従二位 以上納言是ハ叙ス

正三位 従三位 以上納言参議以上の叙位の人ハ

叙ス

正四位上 正四位下 諸道の筆名ハ外ハ

叙セぬ也 辨官ハハ常ニ事也

正五位下 殿上地下ノ筆名是ハ叙ス

従四位上

従四位下 同前

正五位上 正五位下 諸道の外ハ叙セぬ

正五位下 殿上地下ノ筆名是ハ叙ス

従五位上 従五位下 皆有

従五位下ハ叙爵トシ六位七位ハ位名ノ事ハ妾御

志ノ事トシ六位下ノ位階ハ除目ノ事也

此外ハ叙スル人ナシ

女官

内侍司 尚侍 執柄ノ女官也 是ハ位ナシ女侍更後同程

女事也 近代ハ女官ハ位ナシ也

典侍 大中納言ハ女官ハ位ナシ 紅紫ノ織物ノ扱ハ

とゆる事也 源氏ノ物ナシハ

紫の事也上臈女房也

掌侍 云彌殿之人詰事其女の口是也任をく

事の内侍と句當り也

内侍 云彌殿之人詰事其女の口是也任をく

元此記若後福光園院園自良基云自鹿苑院殿依

清所望被託之早然而中出大納言定親口本密

令書寫也

康正元年十二月廿二日

判

此一冊依持明院相之嚴命率馳禿筆早但文章

等定而書寫之謬可有之以此本一被校正歟

永正三年冬二月一日

大外記中原師象

右百寮訓要抄以一本及流布印本校合畢